栃木県立宇都宮産業展示館(マロニエプラザ)

展示場利用細則



次の事項を十分にご確認のうえ、ご利用をお願いいたします。

1.利用時間

| 施設 | 区分 | 利用時間 | | 注 意 事 項 |
|-----|----|------------|-------------|----------------------------------|
| 展示場 | 半日 | 9:00~13:00 | 13:00~17:00 | ・延長可能時間は 6:00~21:00 です。 |
| | | | | ・9 時以前は警備料(1 時間¥3,500 税別)が発生します。 |
| | 1日 | 9:00~17:00 | | ・利用時間には準備・撤去・清掃も含まれます。 |

Ⅱ. 利用料金の支払い

- (1)利用料金は『請求書』記載の納付期限までにお振込みください。 なお、振込手数料は、利用者負担となりますのでご了承ください。
- (2)納付期限までに利用料金の納入がない場合は、利用許可取消となりますのでご注意ください。
- (3)会場の超過料金・備品および光熱水使用料は、精算金として利用後にご請求いたします。
- (4)施設の利用実績がない場合、事後精算金相当分を事前にお預りする場合がありますのでご了承ください。

| 利用料金内容 | 納 付 期 限 | 支 払 額 |
|--------|------------------|---------------------|
| 予納金 | 利用許可日から起算して 14 日 | 利用料金の 30% |
| 残 金 | 利用開始日の 31 日前 | 利用料金の残額 |
| 精算金 | 精算日から起算して 14 日 | 超過料金・備品及び光熱水使用料等の実費 |

Ⅲ、利用の変更

- (1)『利用許可書』発行後に、利用時間・会場等の変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。
- (2)利用の変更は、原則同年度内1回に限り受付いたします。
- (3)電話による変更はできません。必ず『利用許可変更申請書』をご提出ください。
- (4)抽選により決定した予約の変更はできません。
- (5)納入された利用料金は、原則として返金できません。

| 変 更 日 | 条 件 内 容 |
|----------------------|--------------------------------|
| 利用許可日~利用開始日の 31 日前まで | 速やかにご連絡のうえ『利用許可変更申請書』をご提出ください。 |
| | ※利用開始日の 31 日前必着 |
| 利用開始日の30日前~ | 変更できません。 |

Ⅳ. 利用の取消し

- (1)『利用許可書』発行後に利用を取消す場合、下記のキャンセル料を申し受けます。 なお、納入された利用料金はキャンセル料として充当させていただきます。
- (2)電話による取消はできません。必ず『利用取消承認申請書』をご提出ください。
- (3)抽選により決定した予約の取消はできません。

| 取消日 | キャンセル料 |
|----------------------|------------|
| 利用許可日~利用開始日の 31 日前まで | 利用料金の 30% |
| 利用開始日の30日前~ | 利用料金の 100% |

V. 利用上の注意

1. 管理責任

- (1)利用者は、安全を最優先に管理運営を行ってください。利用期間中に発生した事故・盗難については、すべて利用者の責任となりますので、事故防止や管理には万全の対策を講じるとともに、各種保険の加入をお勧めします。
- (2)利用終了後は原状に回復してください。万一、施設・附属設備・備品等を毀損・紛失した場合は、利用者の責任において原状に復旧または弁償していただきます。

2. 搬入・搬出

- (1)搬入出は、定められた専用の搬入出口をご利用ください。周辺道路での積降し作業は行わないでください。
- (2)搬入出作業は、近隣の迷惑のかからないよう、十分な配慮をお願いします。早朝・20:00 以降の作業は、特に配慮をお願いします。

3. 備品の貸出

- (1)備品を利用する場合は、適切な管理の下に責任をもって取り扱ってください。
- (2)備品については、利用者側で設置・収納を行ってください。その際は係員の指示に従ってください。

4. 設営作業

- (1)施設内すべての場所への釘・塗料・油・糊・ガムテープ等による施工を禁止します。
- (2)利用内容によっては、利用者の負担で設備工事の追加・床の養生等をしていただく場合がありますのでご了承ください。
- (3)展示・諸作業は、許可を受けている展示場内に限ります。
- (4)装飾等の高さは、床上 7m以下に限ります。煙感知器等の障害にならないよう、管理事務所と事前に 打ち合わせをしてください。
- (5)施設・設備・壁・床・備品等を破損したときは、速やかに管理事務所へ届け出てください。
- (6)諸作業にあたっては、事前に十分な安全対策を講じて事故防止に万全を期してください。
- (7)小展示場・展示ホールにおいて、机・イス等の設営(清掃を含む)の委託を希望される方は管理事務所へご相談ください。

5. 防火・防災

- (1)屋内はすべて禁煙です。屋外指定場所での喫煙をお願いします。
- (2)実演などで火気等を使用する場合は、事前に管理事務所と打ち合わせのうえ、消防署の許可を得てください。
- (3)展示場等において使用する展示用合板・カーテン・カーペット等は、防炎加工済みのものを使用してください。
- (4)避難口前及び通路等には、避難の障害となる設備や備品類を置かないでください。
- (5)消火栓・消火器・火災報知器・非常口・誘導灯・防火戸等を装飾物等で遮らないでください。

- (6)火災予防、人命の安全確保には細心の注意を払い、利用期間中は、必ず防火責任者を常駐させてください。
- (7)万一緊急事態が発生した場合には、管理事務所の指示に従い、速やかに入場者の避難誘導を行ってください。

6. 飲食物の提供

- (1)飲食物を提供する場合は、事前に保健所に相談し、その指導のもと届出を行ってください。
- (2)所定の場所以外での飲食はご遠慮ください。

7. 電気・給排水工事

- (1)電気工事を行う場合は、事前に電気図面をご提出ください。
- (2)施設・設備の安全確保のため、電気工事施工業者に依頼してください。
- (3)電気工事施工業者は、配線について責任をもって施工してください。また、分電盤を利用する際は必ず 架設分電盤を持参してください。
- (4)給排水工事は、所定の給排水口に施工してください。また、散水栓から給水する場合は、流量計を取り付けてください。
- (5)排水する場合は、フィルターを取り付け、指定の場所に排水してください。
- (6)悪臭やつまりの原因となる汚物等を排水溝に流さないでください。

8. 大展示場の分割利用

(1)構造上、分割区分を完全に遮断できないため、マイク・音楽等の音量は、他方に迷惑にならない音量とし、準備・撤去時につきましても充分な配慮をお願いします。

<u>9. 清掃およびゴミ処理</u>

- (1)清掃およびゴミ処理は、利用者の責任と費用負担にて行ってください。
- (2)大展示場・屋外展示場の清掃は、必ず専門業者へ委託してください。小展示場・展示ホールの清掃は、利用者が行うか専門業者に委託してください。(貸出備品として業務用掃除機をご用意しております)
- (3)汚れが著しい場合は、清掃料金を別途ご請求させていただく場合があります。

10. 駐車場

- (1)駐車場のみのご利用はできません。
- (2)大勢の入場者が見込まれるときは、駐車場等に警備員を配置させ、事故や交通渋滞が起きないよう誘導してください。
- (3)周辺道路での駐停車は固くお断りします。

11. 展示物等の配送

(1)当館気付で配送された荷物等のお預かりはできません。利用時間内に利用者側が直接お受け取りください。また、催事終了後の荷物の集荷につきましても、利用時間内で行ってください。

12. 免責および賠償責任

- (1)利用期間中における人身事故および展示物・諸用品の盗難・破損事故等については原因の如何を問わず、当館はその責任を負いません。
- (2)天災地変、その他不可抗力または当館の責めに帰さない事由により生じた損害については、当館はその責任を負いません。

13. その他

- (1)臨時電話設置およびインターネットのご利用については、2週間前までに直接NTT東日本(0800-800-3228)へお申し込みください。
- (2)動物(盲導犬・聴導犬・介助犬を除く)の入館は禁止しております。但し、カートまたは抱きかかえによる入場は可能とします。
- (3)上記項目以外にも追加として制限を要する事象が生じた際には修正および改善をお願いすることがありますのであらかじめご了承ください。

VI. 利用の禁止・制限事項

下記に該当する場合、利用許可の取消・停止・制限を行うことがあります。

なお、この措置によって利用者が損害を被ることがあっても、指定管理者はその責めを負いません。

- 1. 栃木県立宇都宮産業展示館設置および管理条例またはこの条例に基づく管理規則・利用規程に違反したとき。
- 2. 公の秩序または善良の風俗に反する恐れがあると認められるとき。
- 3. 施設・設備または物品を損傷する恐れがあると認められるとき。
- 4. 他人に迷惑をかけ、またはかける恐れがあるとき。
- 5. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、または運営に資すると認められるとき。
- 6. 興業を業とする者が行う催事で、公共性が低いと認められるとき。
- 7. 展示館の周辺の県民に迷惑をかける恐れがある催事と認められるとき。
- 8. 衛生上支障があるとき。
- 9. 納付期限までに利用料金の納入がないとき。
- 10. 自然災害等不可抗力による施設設備の破損等、利用に際して危険性が認められるとき。
- 11. マルチ商法・資格商法・催眠商法・内職商法・キャッチセールス・投機性の高い商品・屋内でのペット展示販売およびこれに類似する内容の催事のとき。
- 12. 利用許可者が、第三者に使用権の譲渡、あるいは転貸をしたとき。
- 13. 会議室での展示販売・医療行為・パーティーの実施・その他対象来場者が不特定のとき。(日時場所のみを記載したチラシの配布等、当日の来場者が把握できない場合等)
- 14. その他、施設の管理運営に支障があると認められるとき。